新型コロナウイルス感染症に係る小規模保育事業運営者向け Q&A (令和 2 年 4 月 24 日現在)

いくつかの小規模保育事業運営者からコロナ禍における運営について個別に相談がありますので、Q&Aにて以下のとおりとしますので、ご確認ください。

- Q1 保育所を臨時休園してよいか
- A1 現時点において、保育施設については、全ての認可園(小規模に限らず定員20名以上の保育所等も含む)は通常通り開園することとしています。なお、臨時休園については、市町村が検討する事項となっていますので、園の判断により臨時休園にすることはできません。
- Q2 児童保護者に登園自粛を求めてよいか
- A 2 「沖縄県実施方針「特措法に基づく緊急事態措置」による家庭内保育のお願い(通知)」(令和 2 年 4 月 23 日付発出)において、保護者には医療従事者や社会生活維持に必要なサービス(休止要請の対象外)に従事するなど、仕事を休む事が困難な保護者等を除き、児童の登園等の自粛を求める事はできます。
- Q3 登園児が無い場合、園を臨時休園してよいか
- A3 A1でお答えしたとおり、小規模も含めた認可園は、園の判断で臨時休園にする ことはできません。登園児が無い場合においても、保護者からの急な保育ニーズ や園への相談などに対応できるよう、園に職員不在の状態がないようにしてくだ さい。
- Q4 登園児が少ない場合や無い場合でも職員全員の出勤は必要か
- A 4 運営基準を下回らない範囲内で職員を配置するなど柔軟な対応をお願いします。 ただし、A 3 にあるように、急な保育ニーズ等がある場合にも対応できるよう事 前に職員のシフト調整等にご留意ください。
- Q5 登園児が無い場合でも、開園時間どおり開園する必要があるか
- A5 多くの園は、午前7時30分から午後6時30分まで開園していると思います。運営規程等にある開園時間の間は、いつでも児童を受入れられるようにすることを原則とします。ただし、A3及びA4にあるように、保護者からの急なニーズ等に対応できるようにすること、また、運営基準を下回らない範囲内で職員の配置に留意のうえ運営してください。

問合せ 石垣市福祉部こども未来局 子育て支援課 電話 82-1704